
プロジェクト リース

項目 第 482 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 482 回企業会計基準委員会（2022 年 6 月 29 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記について

（借手：使用権資産の表示について）

2. 重要な情報である企業の設備投資の形態（自社保有あるいはリース）が把握しやすいため、固定資産に新たに「使用権資産」の区分を設けたうえで、注記で内訳の開示を求める事務局の提案に賛成する。
3. 固定資産に新たに「使用権資産」の区分を設ける表示方法は、作成者側の観点から見ると分かりやすいと考える。
4. 使用権資産が重要でない場合にまで必ず表示しなければならないことを考慮すると、すべての企業に対して固定資産に新たに「使用権資産」の区分を設けて表示を求めるとした事務局の提案には賛成しない。
5. 使用権資産の表示方法は、固定資産に新たに「使用権資産」の区分を設けて表示するために必要な管理面等の追加的なコストを考慮して慎重に検討頂きたい。
6. どのような表示方法を採用する場合にも一定の情報は伝達できると考えられ、かつ、IFRS 基準で使用権資産の表示方法の選択が認められている中で、表示方法を限定することに疑問を感じる。
7. 設備投資に対する視点からは、どのような種類の資産に対する投資なのか、また、投資がリースなのか否かを把握できる表示が有用と思われるため、原資産が有形固定資産であるものについては有形固定資産において使用権資産として区分して表示し、原資産が無形固定資産であるものについては無形固定資産において使用権資産として区分して表示する方法が良いと考える。
8. 使用権資産の表示は、まとめて無形固定資産に表示するか、あるいは次のいずれかの表示方法の選択適用とすることが良いのではないかと考える。
 - (1) 原資産が有形固定資産であるものについては有形固定資産において使用権資産として区分して表示し、原資産が無形固定資産であるものについては無形

固定資産において使用权資産として区分して表示する。

- (2) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表示項目に含めて表示する。

(借手：短期リース及び少額資産のリースの注記について)

9. 実務負担を考慮すると、もともと重要性がなくオンバランスされていないリースの注記は、不要と考える。また、注記を求める場合、その理由を結論の背景で説明する必要があると考える。

(借手：開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報について)

10. 注記に関する定めを置かず、定めを置かない理由を結論の背景に記載するとした事務局提案には賛成するが、結論の背景においては、「簡素で利便性の高い」会計基準の開発方針をどのように斟酌したのかを説明して頂きたい。

(貸手：注記について)

11. リースを本業とする会社にリースに関する収益の開示を求めることは、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識基準」という。)と平仄を合わせる視点から賛成できるが、個別の注記項目に関しては、収益認識基準と比較することにより、収益認識基準と同等の項目か否かにより優先順位を明確にすることで、注記項目の取舍選択の議論ができるのではないかと考える。

(その他)

12. 2022 年 6 月に公表した、開示目的を定める際の委員会の方針に基づき、結論の背景においては、開示目的と開示項目の関係が理解できる記載を検討頂きたい。

IFRS 第 16 号における設例の取扱い(リースの識別)について

13. 改正リース適用指針の文案イメージにおける「リースの識別」において、「借手」と「貸手」の用語を用いずに、「サプライヤー」と「顧客」という表現を用いた理由を、結論の背景で説明したほうが良いと考える。

指数又はレートに応じて決まる変動リース料の取扱いについて

14. 例外的な取扱いにより算定されたリース負債の金額は、原則的な取扱いにより算定された金額に比べて合理的な金額であることを考慮すると、原則的な取扱いにより算定されたリース負債の金額の開示は有用性に乏しいと考えられる。実務負担も考慮すると、原則的な取扱いにより算定されたリース負債の開示は不要と考える。

以 上